

令和4年2月3日

瀬戸市教育委員会

校内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応について

現在、市内の新型コロナウイルス感染者は急激に増加しており、令和4年1月21日から愛知県では「愛知県まん延防止等重点措置」が実施されているとことです。

今後も、校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続しつつ、校内での感染拡大を抑制するため、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業）を実施してまいります。

臨時休業の判断基準

○学級閉鎖

●以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。日数については5日程度を目安（土日祝を含む）とするが、校医とも相談し状況に応じて適宜検討する。

ア 感染者が複数判明した場合

※感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く

イ 感染者および、その周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

ウ 感染者および、その感染者との濃厚接触者が複数いる場合

エ その他、設置者で必要と判断した場合

○学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

○臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合